

姫路市立四郷学院 後期課程 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、生徒一人ひとりの生命と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、家庭、地域、関係機関の連携のもといじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、姫路市立四郷学院後期課程いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義

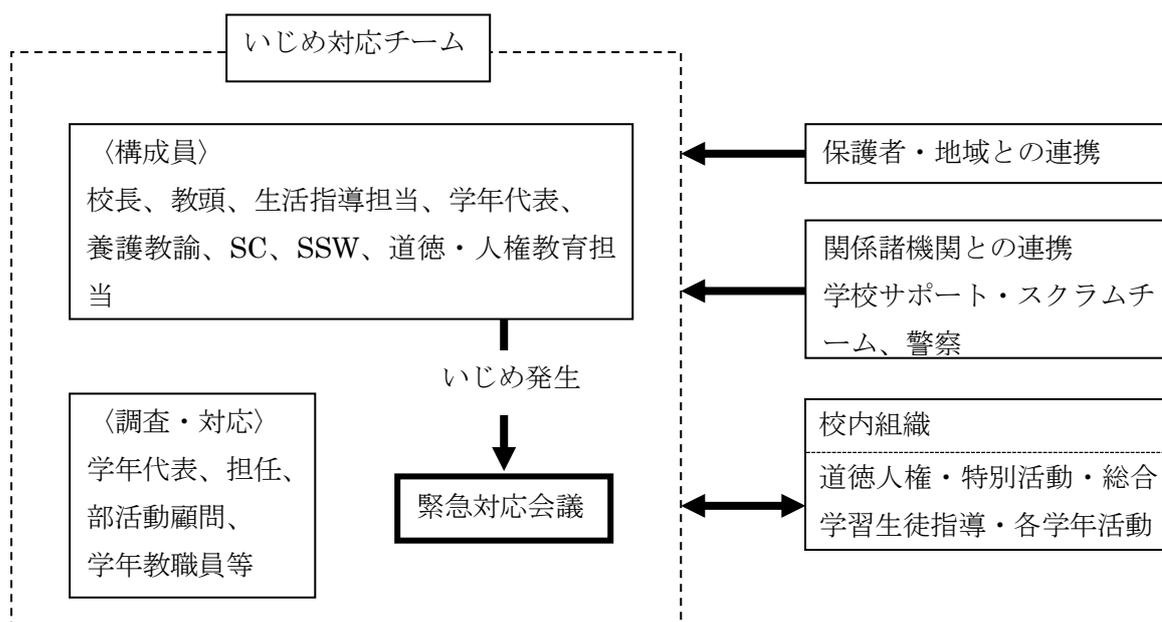
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、けんかやふざけあいであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ防止対策推進法第2条より」

2 校内組織体制



3 いじめ未然防止の取組

(1) 基本的な考え方

- ・「学習のこころがけ」を確立し、ICT 機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、わかる授業をめざして授業力向上をめざす。
- ・望ましい人間関係を築くなかで自尊感情を育み、いじめを生まない環境づくりに取り組む。
- ・生徒会活動、奉仕活動等を通して「思いやりの心」の育成を図る。
- ・「道徳の時間」の充実を図る。
- ・前期課程の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力向上」と「人間関係力の育成」を図る。

(2) 研修の充実

- ・いじめについての共通理解（4月）
- ・いじめに関する校内研修の実施（年3回）
- ・保護者・教員向け携帯電話研修会の実施（年1回）
- ・生徒、保護者、教員向け携帯電話研修会の実施
- ・いじめ防止基本方針の検証（3月）

(3) 生徒の主体的な活動の推進

- ・学級での仲間づくりといじめについての学び合い活動の推進
- ・道徳・人権学習教育、総合的な学習の充実
- ・生徒会による自治活動（朝ボラ、四郷大運動会、文化発表会）の推進
- ・縦割りの活動の推進
- ・ライフスキル教育の推進
- ・学校における情報モラル教育の推進

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・オープンスクール、ホームページ、学校便り、学年・学級便りの発行等によるいじめ防止基本方針の周知
- ・姫路市いじめ防止基本方針に基づく、学校サポート・スクラムチーム、学校支援チーム及び学警連絡会との連携
- ・次世代フォーラム、非行防止大会、青少年健全育成市民大会との連携
- ・姫路っ子悩み相談など教育相談窓口の紹介
- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、保護者向けに啓発資料を配布するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭においてのルールづくりを行うことの大切さを周知する。

4 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 基本的な考え方

- ・日頃より生徒との信頼関係を構築し、小さな変化も見逃さないよう職員間で情報を共有する。いじめの兆候を発見した時は、法第 23 条第 1 項に基づき、早期に適切な対応をする。
- ・いじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チーム等の校内組織に報告し、組織的に対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・生活ノート、最低学期に 1 回の生活アンケートの実施と教育相談（5 月、6 月、10 月、11 月、2 月）による生徒、学級集団理解を図る。また、アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、生徒が記入しやすい形態で実施する。
- ・保護者アンケートによる情報収集
- ・校区愛護補導委員会との連携
- ・養護教諭との連携
- ・スクールカウンセラーとの連携

(3) 情報を得た場合の対応

- ・正確な事実確認
- ・生徒指導委員会や職員会議により共通理解し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けて取り組むと共に関係機関（教育委員会や学校サポート・スクラムチーム）との連携を行う。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

「いじめをしない、させない、許さない学校」を基本に据え、いじめられた生徒のケアを最優先に、事後指導も含め、学校全体で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめ対応チームによる緊急会議を開き、情報の収集及び事実関係の把握を行い、いじめか否かの判断をし、児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定をする。また、迅速な指導を行い組織的に対応する。

(3) いじめられた生徒やその保護者への支援

いじめを受けた生徒の観察指導を継続しながら、生徒の心のケアを図り、居場所を確

保するなど安心できるよう配慮する。保護者へは正確な情報と今後の指導方針を伝え信頼を得られるように努める。

(4) いじめた生徒への指導とその保護者への助言

周りの生徒を含め十分な聞き取りを行い、生徒の背景にも目を向けながら許されない行為であることを認識させる。保護者への事実関係を説明し、指導について保護者への協力を依頼する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

学年・学校全体の問題として捉えさせ、生徒集会、学年集会、学級会や道徳等で早期の話し合いや学習時間を設ける。はやしたてるなどの同調していた児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

情報モラルについて職員の理解力を高めながら指導力向上を図るとともに、生徒・保護者への啓発に努める。

(7) 家庭・関係機関との連携

家庭への啓発、会合等でいじめの実態や指導方針について情報交換を行う。

姫路市教育委員会へ連絡・相談・報告を迅速に行い、必要に応じて地域や関係機関との連携を図る。

(8) いじめの解消について

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2点の要件が満たされていることを確認する。

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続している。
- ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されている。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときやいじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときである。

(2) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査を行うための組織

・学校が主体となる場合

各学校に設置している「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の態様に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

・教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児

童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

7 いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、毎年度いじめ対応チームにより総合的な検証を行い、必要な見直しをする。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

早期発見のためのチェックリスト

～いじめが起こりやすい・起こっている集団～

- 特定の生徒の机だけ他の生徒と離れている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 教室のごみ箱にごみがあふれている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細のことで冷やかしたりするグループがある
- 数人でまとまり、他を寄せない雰囲気がある
- 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている

～いじめられている子～

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- とときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- いじめアンケートに多く記述する
- 持ち物や机に落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- いじめアンケートを提出しない

～いじている子～

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議（指導方針・計画作成） 職員研修				人権のつどい カウンセリング マインド研修	
未然防止へ向けた取組	入学前の前期課程との情報交換 学級づくり 人権部通信（毎週） ライフスキル教育（毎月）	地域別懇談会 合同登校指導 愛護補導委員会 No!メディアウィーク	愛護補導委員会 ふれあい農園 No!メディアウィーク トライやるウィーク（8年）	合同登校指導 愛護補導委員会 地域人権学習会参加 思春期講座（7・9年）		合同登校指導 愛護補導委員会
早期発見へ向けた取組		いじめ実態アンケート 教育相談	授業公開 CoCoLo-34 実施 教育相談 いじめ防止啓発アンケート	保護者会	全校登校日	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等			人権のつどい		いじめ対応チーム会議	いじめ対応チーム会議（今年度の反省と次年度の課題）
未然防止へ向けた取組	愛護補導委員会 地域行事参加 No!メディアウィーク	合同登校指導 ふれあい農園 弁論大会 No!メディアウィーク 姫路特別支援学校との交流	愛護補導委員会 授業参観 家庭教育講演会	合同登校指導 愛護補導委員会	No!メディアウィーク 姫路特別支援学校との交流	合同登校指導 愛護補導委員会
早期発見へ向けた取組	いじめ実態アンケート 教育相談	授業公開 いじめ実態アンケート 教育相談	保護者会	保護者会（9年）	いじめ実態アンケート 教育相談	

毎月：職員会議、いじめ対策委員会、各部委員会、生徒集会、民生委員・児童委員会、地域清掃性教育推進委員会

ライフスキル教育プログラム

	1 学期	2 学期	3 学期
7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いをもっとよく知ろう ・上手に話を聞こう ・自分の気持ちをうまく伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い決定をする ・自分について知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスの矢 ・賞賛（秘密の友達）
8 年	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いをもっとよく知ろう ・メディアの影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・争いを避ける ・怒りへの対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・争いを解決する ・賞賛（秘密の友達）
9 年	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いをもっとよく知ろう ・自分の将来を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の目標達成を妨げること ・危険行動を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や怒りに対処する ・賞賛（秘密の友達）